

○川崎市立高等学校の授業料等及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料の徴収に関する条例

昭和 23 年 4 月 20 日条例第 26 号

第 1 条 川崎市立高等学校（以下「高等学校」という。）の入学選考料、入学料、授業料及び聴講料（以下「授業料等」という。）並びに川崎市立川崎高等学校附属中学校（以下「附属中学校」という。）の入学選考料は、この条例の定めるところによりこれを徴収する。

第 2 条 高等学校の授業料等の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 入学選考料、入学料及び授業料の額 別表第 1 に掲げる額

(2) 聴講料の額 別表第 2 に掲げる額

2 附属中学校の入学選考料の額は、2, 200円とする。

第 3 条 授業料等の徴収方法については、教育委員会規則で定めるところによる。

第 4 条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第 5 条 入学選考料、入学料及び授業料は、教育委員会が必要と認めたときは、これを減免することができる。

第 6 条 この条例施行に必要な細則は、教育委員会が定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日からこれを施行し、昭和 23 年 4 月 1 日から、これを適用する。

附 則（昭和 23 年 12 月 28 日条例第 76 号）

この条例は、昭和 24 年 1 月 1 日から、これを施行する。

附 則（昭和 24 年 4 月 1 日条例第 9 号）

この改正条例は、昭和 24 年 4 月 1 日から、これを施行する。

附 則（昭和 25 年 4 月 1 日条例第 9 号）

この改正条例は、昭和 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 26 年 12 月 21 日条例第 75 号）

この条例は、昭和 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 28 年 4 月 1 日条例第 15 号）

この条例は、昭和 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 31 年 3 月 30 日条例第 11 号）

この条例は、昭和 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 51 年 12 月 27 日条例第 79 号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 昭和 52 年度に川崎市立高等学校に入学を志願する者（編入学し、転入学し、又は再入学することを志願する者を除く。）に係る入学選考料及び同年度に川崎市立高等学校に入学する者（編入学し、転入学し、又は再入学する者を除く。）に係る入学料については、改正後の条例第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和 54 年 12 月 22 日条例第 44 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 昭和 55 年度に川崎市立高等学校の全日制の課程に入学することを志願する者で、昭和 55 年 4 月 1 日前に入学を決定しているものに係る入学選考料及び入学料については、改正後の条例第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和 55 年 12 月 22 日条例第 52 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 昭和 56 年度に川崎市立高等学校の全日制の課程に入学することを志願する者で、昭和 56 年 4 月 1 日前に入学を決定しているものに係る入学選考料及び入学料については、改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和 58 年 12 月 5 日条例第 28 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 昭和 59 年度に川崎市立高等学校の全日制の課程に入学することを志願する者で、昭和 59 年 4 月 1 日前に入学を決定しているものに係る入学選考料及び入学料については、改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和 61 年 3 月 31 日条例第 22 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 昭和 61 年度に川崎市立高等学校（以下「高等学校」という。）に入学し、転学し、又は編入学することを志願する者で、施行日前に入学、転学又は編入学を決定しているものに係る入学選考料及び入学料の額については、改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例施行の際、現に高等学校に在学する者で、施行日前に入学し、転学し、又は編入学したものに係る授業料の額は、改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 施行日以後において、高等学校に転学し、又は編入学した者に係る授業料の額は、当該者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

附 則（昭和 62 年 12 月 22 日条例第 42 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 昭和 63 年度に川崎市立高等学校（以下「高等学校」という。）の全日制の課程に入学し、転学し、又は編入学することを志願する者で、施行日前に入学、転学又は編入学を決定しているものに係る入学選考料及び入学料の額については、改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例施行の際、現に高等学校に在学する者で、施行日前に入学し、転学し、又は編入学したものに係る授業料の額は、改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 施行日以後において、高等学校に転学し、又は編入学した者に係る授業料の額は、当該者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

附 則（平成元年 6 月 19 日条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 年 12 月 26 日条例第 43 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 3 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 平成 3 年度に川崎市立高等学校（以下「高等学校」という。）に入学し、転学し、又は編入学することを志願する者で、施行日前に入学、転学又は編入学を決定しているものに係る入学選考料及び入学料の額については、改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に高等学校に在学する者で、施行日前に入学し、転学し、又は編入学したものに係る授業料の額は、改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 施行日以後において、高等学校に転学し、又は編入学した者に係る授業料の額は、当該者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

附 則（平成 4 年 12 月 24 日条例第 55 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 平成 5 年度に川崎市立高等学校（以下「高等学校」という。）に入学し、転学し、又は編入学することを志願する者で、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に入

学、転学又は編入学を決定しているものに係る入学選考料及び入学料の額については、改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に高等学校に在学する者で、施行日前に入学し、転学し、又は編入学したものに係る授業料の額は、改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 施行日以後において、高等学校に転学し、又は編入学した者に係る授業料の額は、当該者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

附 則（平成7年6月29日条例第30号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例第5条の規定は、平成7年2月1日以後の徴収に係る阪神・淡路大震災の被災者の入学選考料及び入学料から適用する。

附 則（平成8年10月3日条例第29号）

（施行期日）

1 この条例は、平成9年1月1日から施行する。ただし、別表の改正規定中授業料に関する部分並びに附則第3項及び第4項の規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成9年3月31日までの川崎市立高等学校（以下「高等学校」という。）への転学又は編入学を志願する者に係る入学選考料及び入学料の額については、改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成9年4月1日において現に高等学校に在学する者で、同日前に入学し、転学し、又は編入学したものに係る授業料の額は、改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 平成9年4月1日以後において、高等学校に転学し、又は編入学した者に係る授業料の額は、当該者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

附 則（平成10年10月9日条例第29号）

（施行期日）

1 この条例は、平成11年1月1日から施行する。ただし、別表全日制の課程の項の改正規定中「8,700円」を「9,000円」に改める部分及び同表定時制の課程の項の改正規定中「2,300円」を「2,400円」に改める部分並びに附則第3項及び第4項の規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成11年3月31日までの川崎市立高等学校（以下「高等学校」という。）への転学又は編入学を志願する者に係る入学選考料及び入学料（定時制の課程の入学料を除く。）の額については、改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成 11 年 4 月 1 日において現に高等学校に在学する者で、同日前に入学し、転学し、又は編入学したものに係る授業料の額は、改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 平成 11 年 4 月 1 日以後において、高等学校に転学し、又は編入学した者に係る授業料の額は、当該者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

附 則（平成 14 年 6 月 25 日条例第 28 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表全日制の課程の項の改正規定中「9,000 円」を「9,300 円」に改める部分及び同表定時制の課程の項の改正規定中「2,400 円」を「2,500 円」に改める部分並びに附則第 3 項及び第 4 項の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 平成 15 年 3 月 31 日までの川崎市立高等学校（以下「高等学校」という。）への転学又は編入学を志願する者に係る入学料の額については、改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成 15 年 4 月 1 日において現に高等学校に在学する者で、同日前に入学し、転学し、又は編入学したものに係る授業料の額は、改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 平成 15 年 4 月 1 日以後において、高等学校に転学し、又は編入学した者に係る授業料の額は、当該者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

附 則（平成 16 年 10 月 14 日条例第 50 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において現に川崎市立高等学校（以下「高等学校」という。）に在学する者で、施行日前に入学し、転学し、又は編入学したものに係る授業料の額は、改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日以後において、高等学校に転学し、又は編入学した者に係る授業料の額は、当該者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

附 則（平成 17 年 12 月 22 日条例第 105 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 10 月 9 日条例第 46 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において現に川崎市立高等学校（以下「高等学校」という。）に在学する者で、施行日前に入学し、転学し、又は編入学したものに係る授業料の額は、改正後の条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日以後において、高等学校に転学し、又は編入学した者に係る授業料の額は、当該者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日条例第 21 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の条例の規定は、平成 22 年 4 月以後の月分の授業料について適用し、同年 3 月以前の月分の授業料については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 6 月 26 日条例第 35 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日前から引き続き高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 9 0 号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者に係る同日以後の授業料の徴収については、なお従前の例による。

別表第 1（第 2 条関係）

区分	入学選考料	入学料	授業料
全日制の課程	2,200円	5,650円	月額 9,900円
定時制の課程	950円	2,100円	月額 2,700円

別表第 2（第 2 条関係）

区分	聴講料
全日制の課程	1単位の額 4,700円
定時制の課程	1単位の額 1,700円

